

森林認証材・間伐材に係るクレジット方式の運用について（案）

今般パブリックコメントを実施した「特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要（案）」のコピー用紙に係る判断の基準等の見直し案に示したとおり、国等の機関においては、今後とも古紙パルプ配合率 100%のコピー用紙を最優先で調達していく方針を堅持しつつ、古紙に加え、森林認証材、間伐材、再・未利用材等の環境に配慮された原料についても限定的に利用することができることを提案している。

各製紙メーカーがグリーン購入法の判断の基準を満足するコピー用紙（以下「適合品」という。）を安定的に供給するためにも、環境に配慮された原料である森林認証材及び間伐材（以下「間伐材等」という。）の利用については、クレジット方式による運用が必要となる。

このため、平成 21 年度より間伐材等に係るクレジット方式を運用するための考え方について、関係機関、日本製紙連合会、製紙メーカー等において検討を行ってきたところであり、現段階における概要は、以下のとおり。なお、今後の検討状況をにより、運用方法等の変更があり得る。

1. 基本的な考え方

間伐材等に係るクレジット方式については、以下の考え方を基本として運用を図るものとする。

- 個別の森林認証制度において、クレジット方式が採用されている場合は、当該制度の運用ルールに従い、適切に運用するものとする。
- クレジット方式が採用されていない間伐材等については、以下に示す運用方法に則り、運用するものとする。

2. 運用方法

（1）クレジット方式の管理単位

- 間伐材等のクレジット方式については、原則として工場単位（原料やエネルギー等一元的に管理されており、一体とみなすことが適当な単位であって、各製紙メーカーが定める単位）で管理することとする。
- 間伐材等の入荷工場に限られる等の理由により、製紙工場グループ単位、

または会社単位で管理する場合は、当該単位における間伐材等の調達量・出荷量について、製品ごとの情報を公表するものとする。

(2) 間伐材の調達量の確認

- 間伐材の調達量については、工場への入荷時点において把握するものとし、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためにガイドライン」に準じて定めるガイドラインに基づく間伐材証明書の付いている材の量を調達量とする。
- 調達量については、月単位で集計することとし、集計された量は別に定める間伐材等クレジット管理表に記載することとする。

(3) 間伐材等を原料として使用したと見なされる適合品の生産量の確認

- 間伐材等を使用したと見なされる適合品の生産量については、製紙工場で生産された時点で把握するものとする。
- 生産量については、月単位で集計するものとし、集計された量は別に定める間伐材等クレジット管理表に記載することとする。

(4) 調達された間伐材等のパルプ量への換算係数、生産に使用されたと見なされる間伐材等のパルプ量への換算係数

- 調達された間伐材等をバージンパルプ相当量に換算するに当たっては、パルプの種類別に日本製紙連合会において算出した共通の換算係数に間伐材等の調達量を乗じたものを使用することとする。
- 適合品の生産に使用されたと見なされる間伐材等をバージンパルプ相当量に換算するに当たっては、各製紙メーカーにおいて使用している換算係数に当該適合品の生産量を乗じたものに30%を超えない一定の比率（当該適合品の間伐材等パルプ配合割合）を乗じたものを使用することとする。

(5) 間伐材等のクレジット量

- 間伐材等の調達によって使用可能になったクレジット量と適合品の生産に使用されたクレジット量は、上記(4)によりパルプ量に換算された量とし、別に定める間伐材等クレジット管理表に月単位で記載することとする。

(6) クレジットの管理

- 毎月調達によって使用可能となるクレジット量から適合品の生産に使用されたクレジット量を差し引くに当たっては、先入れ先出し方式で管理する

こととする。

- 差し引かれたクレジット量は翌月に繰り越され、別に定める間伐材等クレジット管理表に記載された上で引き続き使用可能とするが、12ヶ月を超えて繰り越すことはできない。
- 毎月使用可能なクレジット量は、当該月から12ヶ月まで遡った各月において繰り越されて使用可能となっているクレジット量の総計の範囲内とし、別に定める間伐材等クレジット管理表に記載することとする。

3. 透明性・信頼性の確保及び情報開示

(1) 内部監査及びクレジットに係る情報開示

- 製紙メーカー各社は、社内の監査システムにより、別に定めるチェックリストを用いて定期的に内部監査を実施するものとする。
- 製紙メーカー各社において、別に定める間伐材等クレジット管理表に基づき適合品ごとに情報開示、または第三者による監査・評価を受けるものとする。

(2) 取引企業によるクレジット方式の検証

- 取引企業が製紙メーカーによる間伐材等のクレジット方式の管理状況について検証する必要がある場合には、取引企業は製紙メーカー（クレジット方式が会社単位の場合には製紙会社本社）に立ち入り、間伐材証明書、納品書、間伐材クレジット管理表等の管理状況について別に定めるチェックリストに基づいて調査・確認を行なうことができる。
- 取引企業による調査・確認が困難な場合には、製紙会社及び取引企業は、双方協議の上、既存の品質管理審査機関など第三者機関に調査・確認作業を委託することができるものとする。

(3) 記録の保管等

- 製紙メーカーは、間伐材等のクレジット方式を採用した場合、クレジット方式の運用に適合することを立証できる記録を最低5年間保管しなければならない。